

企画環境委員会会議記録（第1号）

令和5年 6月29日

福島県議会

## 1 日時

令和5年 6月29日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 1時33分 散会

## 2 場所

企画環境委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

## 4 出席委員

委員長 高宮 光 敏

副委員長 佐藤 郁 雄

委員 青木 稔

委員 宮下 雅 志

委員 円谷 健 市

委員 紺野 長 人

委員 星 公 正

委員 吉田 英 策

委員 伊藤 達 也

委員 佐々木 恵 寿

## 5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、佐々木恵寿委員、円谷健市委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 2 件、議員提出議案第195号外 5 件及び請願 2 件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程（案）のとおり進めたいが異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより企画調整部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課大竹主査である。

政務調査課深谷主任主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長以上の新任者自己紹介）

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 2 件を一括議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

（別紙「6 月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」により説明）

高宮光敏委員長

続いて、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事の説明を求める。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

（別紙「6 月県議会定例会企画環境委員会風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事説明要旨」により説明）

高宮光敏委員長

続いて、避難地域復興局長の説明を求める。

避難地域復興局長

（別紙「6 月議会定例会企画環境委員会避難地域復興局長説明要旨」により説

明)

高宮光敏委員長

続いて、文化スポーツ局長の説明を求める。

文化スポーツ局長

(別紙「6月県議会定例会企画環境委員会文化スポーツ局長説明要旨」により説明)

高宮光敏委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

高宮光敏委員長

続いて、生活拠点課長の説明を求める。

生活拠点課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

伊藤達也委員

6月22日の福島民友の1面に県営復興公営住宅の共益費高騰に係る記事があり、非常に分かりやすく発信されていた。私も4月26日に会津若松市年貢町の団地で住民との意見交換を行ったが、復興公営住宅の入居率は県全体で84.7%、会津では72.4%と年々の下がり幅が非常に大きいと感じた。双葉町、大熊町からの入居希望者が82名いる一方で、空き戸数は県全体で671戸、会津では37戸とのことだが、これから会津の復興公営住宅への入居を希望する者はほとんどいないのではないかと思う。この82名に対し、入居希望の方部について調査しているのか。

生活拠点課長

復興庁と共同で実施している避難者への意向調査において復興公営住宅の入居意向調査を行っており、方部までは調査項目として掲げていないが、204世帯が復興公営住宅に申し込みたいと回答しているところである。

伊藤達也委員

復興公営住宅の入居要件として、「原子力災害により避難指示を受けている方」のほか「平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者）」で現に住宅に困窮している方」等とあり、会津に住みたいとは思わないと思うため、その辺りの状況について復興支援員の戸別訪問等によりしっかり調べてほしい。新聞記事にあるとおり、入居者が減っているために共益費が月1万円とかなり高額になっており、冬期間は5,000円が上乗せになるなど、大変な状況にあることを県にも訴えているとの話を聞いた。また、月収8万円以下の者には東日本大震災災害公営住宅家賃対策補助事業による補助があるが、6年目から徐々に縮小され、10年目にはなくなるため家賃も高くなる状況にある。その辺りは土木部の所管だが、入居要件の緩和については生活拠点課の所管であり、土木部と生活拠点課との連携が非常に重要だと思う。県に何度も話しているが聞いてもらえないというのは、恐らく土木部に話しているためで、土木部としては入居要件の原則を説明するしかないと思う。そのような意味でも、土木部と避難地域復興局との協議の場を立ち上げ、入居者の声をしっかりと吸い上げるような体制とすべきと思うが、どうか。

生活拠点課長

募集に関しては土木部と協力しながら進めており、委員指摘の点を含め、今後も連携しながら進めていきたい。

伊藤達也委員

入居率が低いところでは50%になっており、共益費も倍になっている。集会場を見るとサッシが割れており、テープで補修していたが、共益費から捻出できないためである。また、イベント実施に係る補助事業を生活拠点課で行っているとの話を土木部から聞き、住民に話したところ、住民は知らなかったようである。資料を渡したところ、共益費が他のことにも使えると非常に喜んでいて、住民としては県の窓口は一本で、必要な情報は入ってくると思っているため、その辺りはしっかりと

取り組んでほしい。

次に、入居要件の緩和についてである。桑折町の災害公営住宅は子育て世帯にも開放しており、宮城県や岩手県は原子力災害がないため、既に一般公募が始まっている。今後の見通しについては、いわき市や中通りなどそれぞれの状況があると思うが、会津に関しては今後入居者が増える可能性はほぼゼロに近いと思う。そのような状況で住民の生活を守るためには、入居要件を緩和して入居者を増やす必要があると思う。また、若い入居者がいないため駐車場の雪かきがままならないなど様々な弊害も出ており、高齢者だけではなく若い世帯も入れることがコミュニティーの再生につながっていくと思う。出て行こうにもどこへも行けないとの切実な声があるため、入居要件の緩和についてぜひ検討してほしいが、どうか。

生活拠点課長

委員指摘のとおり、復興公営住宅では団地ごとの入居率にばらつきがあり、低いところでは空き住戸対策が喫緊の課題であると考えている。今後は、現在も応急仮設住宅の供用が続いている避難者の意向も踏まえつつ、空き住戸の状況や今後の需要を総合的に勘案しながら入居率の改善に取り組んでいきたい。

伊藤達也委員

意向を聞けば大体の状況が分かると思う。経営的な視点も入れて、収入が県にも入るようにしたほうがよいと思うため、しっかりと進めてほしい。

吉田英策委員

現在マイナンバーカードの不具合が全国的に大きな問題になっており、コンビニエンスストアで住民票を取ったら他人のものが出てきたり、健康保険証が他人の情報とひも付けられるなど、生命に関わりかねない非常に重大な問題であると思う。県では、マイナンバーカードによる不具合やトラブルの件数をどの程度把握しているのか。

デジタル変革課長

現在のところ、公金受取口座の誤登録が福島市で4件、いわき市で1件、マイナポイント付与誤りが郡山市で2件発生していると把握している。

吉田英策委員

健康保険証の関係では報告を受けているか。

デジタル変革課長

現在のところ、健康保険証のひも付けの誤りについては報告を受けていない。

吉田英策委員

政府が地方自治体に総点検を行うよう求める動きがあるが、国からどのような支援があり、どのように総点検が進められることになるのか。

デジタル変革課長

先日政府内に設置されたマイナンバー情報総点検本部を中心に、今年の秋までに、マイナポータルで閲覧可能な全ての情報について、マイナンバーのひも付けに関する総点検が行われることになっている。詳細についてはまだ国から示されていないが、今後示される作業手順等を踏まえ、関係部局や関係機関と連携しながら適切に対応していきたい。市町村に対しては、実施に当たっての課題を丁寧に聞きながら、円滑な実施に向けてどのような支援ができるか検討していきたい。

吉田英策委員

総点検は全市町村が対象となるのか。

デジタル変革課長

詳細について国から示されていないため何とも言えないが、恐らく全市町村が対象になると思う。

吉田英策委員

相当大変な作業になると思うが、県はどのような体制で市町村を支援するのか。

デジタル変革課長

市町村にとって大きな作業が発生すると想定するが、具体的な作業はまだ見えていないため、その辺りの情報をしっかり収集しながら、今後の対応について検討していきたい。

吉田英策委員

私は健康保険証とのひも付けは行うべきではないと思うが、今後、総点検に係る市町村の支援をしっかりと行ってほしい。

次に、東京電力の賠償について聞く。電話がつながりにくく、受付時も待たされるなど、県内148万人を対象にしているにもかかわらず、体制が不十分との声が2月定例会においても出ていた。今定例会の我が会派の一般質問でも、100回電話してもつながらず、次の日朝早く101回目の電話でやっとつながったとの事例を紹介した。先ほどの原子力損害対策担当理事の説明でも、東京電力に体制強化を申し入

れたとの話があったが、具体的にどのような強化を申し入れ、その結果、東京電力が体制強化を図っていることを県は確認しているのか、その辺りについて聞く。

原子力損害対策課長

委員指摘のとおり、東京電力の今回の追加賠償に関しては、電話がつながりにくい、相談窓口が大変混雑しているという状況があることは我々も承知しており、本会議でも答弁したとおり、さらなる人員の確保や受付窓口の増設など、早急に相談体制を改善するよう繰り返し要請してきた。その結果、コールセンターの体制が4月の正規受付開始時には約170名体制だったが、今月中に約300名体制に拡充、増員しているほか、県内の相談窓口の開設日の拡充、土曜日の開設、また、これまででなかった県南地域において、白河市表郷地区に臨時窓口を開設するなど、応答状況の改善を図っているところである。

吉田英策委員

100回電話したというのはそれほど昔の話ではない。そのような要請をしても、その後、スムーズにつながったとの話はあまり聞いていない。このような体制で十分であると県は判断しているのか。

原子力損害対策課長

県としては、東京電力の体制についてはやや改善傾向が見られると考えているが、依然として電話がつながりにくい状況や、今後紙の請求書が発送され、請求の増加が見込まれることも踏まえると、今後も人員の確保や資質の向上が必要であると考えており、引き続き東京電力の体制強化を求めていきたい。

吉田英策委員

物価高騰や電気代高騰の中、追加賠償を切実に求める県民は多く、亡くなった人の相続手続についても東京電力が説明を尽くす必要があると思うため、引き続き体制強化を求めてほしい。

次に、先ほど部長説明において水素についての話があったが、県は今後どのように水素の活用を進めていくのか。

私は新しいエネルギーとしての水素活用は将来的には必要と思っているが、現時点では水素製造に対して懐疑的なところがある。水素は、グレー水素、ブルー水素、グリーン水素と製造方法が異なり、グレー水素は石炭など化石燃料から造る際に二酸化炭素を排出するため好ましくない。ブルー水素は同じく化石燃料から造り二酸化炭素を排出するため好ましくない。

化炭素を排出するものの、それを回収し、地下埋設などにより貯留するものだが、まだ実証段階で実用的にはなっていないと思う。太陽光発電や風力発電による電気で水を分解して造るグリーン水素は、二酸化炭素を排出しないため最も望ましいと思うが、県としてはどの水素を使うのが最も望ましいと考えているのか。

エネルギー課長

1点目の質問については、現在取り組んでいる水素ステーションの整備や燃料電池自動車の導入支援を引き続き行うとともに、トヨタ自動車等と連携して進めている燃料電池トラックの導入などの実証、また、商工労働部等と連携して工場等における水素の利活用を引き続き進めていきたい。

2点目の質問については、製造時から二酸化炭素を排出しないグリーン水素の活用が、カーボンニュートラルを実現する上では最も望ましいと考えているが、現状では水素全体の中でグリーン水素の量はかなり少ない。一方、水素の利用を拡充しながら将来の水素社会の実現に向けた素地をつくっていく意味では、現状ではその大半を占めているグレー水素を使いながら、徐々にブルー水素やグリーン水素の割合を増やしていくことが重要であると考えている。

吉田英策委員

課長の答弁のとおり、グリーン水素の量はまだまだ足りない状況であり、そうになるとグレー水素やブルー水素を使わざるを得ないため、そのような二酸化炭素を排出しながら製造する水素の活用はやめるべきだと思う。グリーン水素を大きく推進するためには再生可能エネルギーの推進こそ必要であると思うため、意見として述べる。

次に、福島イノベーション・コースト構想について、部長説明において地元企業との連携について話があったが、現時点における県内企業の参入状況を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

手元に資料がないが、福島イノベーション・コースト構想全体の取組の成果として、4,000～5,000人程度の雇用創出数であったかと思う。また、個別の事例で見ると、例えば福島ロボットテストフィールドの設立を契機として、そこで研究開発を行いながら、関連企業として浜通り地域にロボット関連の産業が集積するなどの効果が出てきている。

吉田英策委員

構想を進めるに当たっては、地元企業が参入し、地元での雇用が増えることが非常に大事であると思う。県内企業の参入を進めるため、今後県ではどのような支援を行っていくのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災や原子力災害によって失われた雇用の回復に向け産業の集積を図るものであり、産業集積に向けた取組を中心に、交流人口の拡大や教育、人材育成などの取組を実施している。特に産業集積に関しては、他地域からの企業誘致だけではなく、地元企業とのマッチングや技術開発の実用化に係る支援等を行ってきたところであり、今後もしっかりと取り組んでいく。

吉田英策委員

次に、少子化対策について聞く。県は、男女の交流の場などをつくるために苦労していることと思うが、結婚や出産は当事者の問題であり、県に本当に求められているのは、子育て支援や教育の負担軽減の支援ではないか。例えば、学校教育費の負担軽減として学校給食費の無償化などが必要だと思うが、どうか。

復興・総合計画課長

少子化対策については主にこども未来局が所管しており、事業の詳細は同局で現在検討を進めている。当課は人口減少対策全体を所管しているが、総合計画の進行管理においても、人口減少に係る指標で目標値に達してないものも多くなっており、厳しい状況にあると認識している。現在の県推計人口は約177万人、令和4年度の出生数は約9,700人であり、県の人口減少対策として自然減、社会減に対応する対策に取り組んでいくが、何か1つの対策を講じれば解決できるという単純な課題ではないため、地域創生・人口減少対策本部の下にワーキンググループを設けて関係課で協議を行っている。そのようなことも含め、危機感を共有しながら具体的な対策を講じていきたい。

吉田英策委員

そのような総合的な対策と同時に、やはり、先ほど述べた子育て支援、教育費の負担軽減が必要であると思う。また、働き方の問題も重要であり、長時間労働やサービス残業をなくし、非正規雇用から正規雇用に転換していくことが、安心して結婚でき子供を産み育てることができる環境をつくるためにも必要であると思う。全

庁的な取組として少子化対策を進めていかなければならないと思うが、どうか。

復興・総合計画課長

委員指摘の点も含め、しっかりと全庁で話し合っ取組を進めていきたい。

紺野長人委員

先ほど水素エネルギーについての説明があったが、例えば、電力をそのまま使うよりも、水素に変換して使うと、二酸化炭素の排出量は約2.5倍になるというのが現在の見方のようなのである。したがって、捨ててしまう電力を水素に変換するのであれば意味があるが、現在水素エネルギーに取り組んでいるのは、再生可能エネルギーが余るような状況になったときに水素に変換するための先行投資との意味合いだと思う。県内で使用されずに余剰電力となってしまう再生可能エネルギーは現時点でどの程度あるのか。

エネルギー課長

県内で発生している再生可能エネルギーの余剰電力について、定量的な数字は把握していない。ただ、土曜日や日曜日など工場等が止まっていて需要が少ないときや、天気がよくて太陽光発電が大量に発生しているときに、需給バランスを取るために再生可能エネルギーの一部の運転を止める出力制御というものが、今年度に入って10数日あり、一部その余剰が発生する程度の再生可能エネルギー設備が入っている。

紺野長人委員

そうすると、運転を抑えずに水素に変換することができれば、二酸化炭素の排出削減に貢献できるということか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、余剰電力をそのまま水電解する際の電気に使ったり、一旦蓄電池に電気として溜めて使うということは、技術的には可能であるが量的にはそこまで至っておらず、そういった体制を整えば余剰電力で水素を造ることが量的にも十分可能になってくると考えている。

紺野長人委員

次に、先ほど部長説明において、令和4年度の県内への移住者数が2,832人との話があったが、取組を評価する意味でも、これらの移住者の平均年齢、県内から県外への流出者数、流出者の平均年齢を聞く。

ふくしまぐらし推進課長

令和4年度の移住者数は調査統計開始以来、過去最多で、そのうち、20代以下が32.4%、30代が20.6%、40代が14.0%、50代が12.3%、60代が11.3%、その他9.5%は不明となっており、20代以下が最も多い。40代までで全体の約67%を占め、統計的には若い世代が本県に転入してきている傾向が見受けられる。転出人口については、総務省の令和4年人口移動報告によれば、6,700人程度と認識しているが、流出者の年代別の状況については当課ではデータを持っていない。

紺野長人委員

流出人口に対して半分までは至らないが、取組の一定の成果が出ているものと評価したい。

高宮光敏委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 1分 休憩)

(午後 1時 1分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

この際、福島イノベーション・コースト構想推進課長より発言を求められているのでこれを許す。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

先ほど吉田委員から質問のあった福島イノベーション・コースト構想の成果について、この構想は産業集積を中心として推進してきたところであるが、その代表的な成果として、2022年11月末時点において企業立地件数410社、雇用創出数4,733人となっている。これらは、企業立地に対する支援の活用による結果である。

高宮光敏委員長

ただいまの件については了承願う。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

宮下雅志委員

先ほどふくしまぐらし推進課長から、転出者について6千数百人との数値の説明があったが、これは転出者数ではなく転出超過数であると理解してよいか。

ふくしまぐらし推進課長

委員指摘のとおり、転出超過数である。

宮下雅志委員

この問題については2月定例会の総括審査会において議論したが、大前提として、合計特殊出生率を2040年までに2.11に、社会動態を2030年までにプラスマイナスゼロにするということが、県の総合計画の中に目標としてはっきりと示されている。総合政策として対策に取り組むとの部長の説明もあったが、総合政策として対策に取り組むということは、1つの事業が成功したからといって実現するわけではなく、聞き方によっては、実現するのは難しいとの空気が県庁内にあるのではないかと危惧を抱く。その大前提である総合計画の目標数値であることを踏まえれば、やはり実現に向けて努力していくことが必要だと思うが、まずその辺りの考えを聞く。

復興・総合計画課長

委員指摘のとおり、総合計画の目標に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っているが、総括審査会における委員の質問を受け、先ほども述べたが、地域創生・人口減少対策本部の下にワーキンググループを設け、関係部局が協議しながら進めている。難しい課題だからこそ、これまで以上に各部局との議論を深めて取り組んでいきたい。総合計画の進行管理においても、将来の姿の実現に向けて、どのような方向づけでアクションを起こしていけばよいかとの観点で進行管理を行っていると考えており、不断にその取組を進化させていきたい。

宮下雅志委員

各部局で行っている施策が社会動態に影響しているにもかかわらず、例えば、新規就農者が300人を超えたと言っても、県外から何人移住してきたのか聞くと答えられない状況にあり、全庁的に情報共有することが非常に重要であると思ったため、総括審査会において、しっかりと推進体制を設けて取り組んでほしいと要望した。課長の答弁のとおり、しっかりと取り組んでほしい。

また、部長説明において、県民、各団体、学校、企業などのあらゆる方々と危機

意識を共有していくとの話があり、これは非常に重要な視点だと思うが、具体的にどのような形で働きかけをしていくのか。

#### 復興・総合計画課長

やはり県庁だけではこの困難な課題を解決することは難しいと考えている。現在、各振興局単位で地域懇談会を開催しており、この中でも地方創生、人口減少に係る課題をテーマに、各地域で取り組んでいる県民から意見発表してもらっている。また、連携協定を締結している民間企業の若手職員からも、福島のことをどのように思っているかなどを聞く取組を始めており、そのような様々な場を設けていきたいと考えている。

#### 宮下雅志委員

実現に向けて成果を出すとの思いを強く持って取り組んでほしい。福島で生まれ育った者が福島に住み続けて子育てをする、あるいは県外に一旦出ても還流という形で福島に住むという選択をするには、この地域に魅力があることが大事だと思う。魅力とは、生活の魅力、仕事・職業の魅力、収入の魅力、文化的な魅力など様々あり、それこそ総合政策ということになると思うが、その辺りの磨き上げ等を含め、しっかりと前に向かって取り組んでほしい。

次に、ALPS処理水の処分についてである。部長説明において、今月8日に、ALPS処理水の処分も含めて、国の責任でしっかり取り組むよう国に対して強く要望してきたとの話があったが、県のスタンスとしては、やはり安全性をしっかりと確保すること、当該地域の住民をはじめ関係者の合意をしっかりと取り付けること、風評が出ないようにし、万が一出た場合は完全な補償をすることを国、東京電力に要請していると思う。

放出の計画が最終段階に入り、この夏にも放出が始まるのではないかとの報道もあるが、先日の東京電力の株主総会において、株主に対して、先送りできない課題だという説明がなされたとの報道があった。一方では、関係者の理解なしに処分を進めないという今までの原則も並行して示されたとのことで、漁業者等を含め放出への反対者が非常に多いというのも現状だと思う。大変難しい局面に差しかかっていると思うが、この現状について県はどのように認識しているのか。

#### 風評・風化戦略室長

委員指摘のとおり、ALPS処理水の取扱いについては、いまだ新たな風評を懸

念する声など、様々な意見が示されていると認識している。県としては、処理水の問題は本県だけではなく日本全体の問題であり、まずは、国、東京電力が県民や国民の理解醸成にしっかりと取り組むよう国に要望してきた。東日本大震災、原発事故に伴い、県はこの12年間、根強く残る風評の払拭に向け様々な取組をしてきた。引き続き、福島への正しい理解を促進するとともに、今後は地域の県産品や観光地の魅力の発信にしっかりと取り組み、風評に負けない魅力的な福島県の姿を発信していきたい。

宮下雅志委員

新たな風評が懸念される中、そのような形で、風評によってまた苦しむことのないよう取り組むことは非常に大事だと思う。住民の合意が形成されたと判断しない場合は、国、東京電力は放出をしないのかということにもなってくるが、県としては今後どのように関わっていくのか。合意を形成するよう国に対して当然強く要望することになるかと思うが、合意が得られたとの判断は県独自でも行うのか。

福島イノベーション・コースト構想推進監兼企画調整部政策監

ただいまの質問については危機管理部の所管であり、当部としては、その後の風評対策も含めてしっかりと取り組んでいきたい。

宮下雅志委員

次に、東京電力の追加賠償についてである。今定例会の一般質問でも大橋議員から、会津の住民にも賠償すべきとの話が出た。私も会津が賠償の対象外だということは理解しているつもりであるが、一般住民は、前回県南と会津が対象から外れた際に県が独自に予算化して会津の住民に支給した給付金を、国と東京電力からの賠償だと思っている。今定例会の一般質問でも、生じた損害に対しては賠償するよう求めていくという今までのスタンスでの答弁だった。私は決まったことは仕方がないと思っているが、なぜ今回は前回と違うのか会津の住民が理解できるような説明がない。2月定例会の本委員会でも、その辺りについて何らかのタイミングで県から説明する必要があるのではないかと話した。賠償する、しないとの問題ではなく、このような理由で会津は対象になっていないとの説明をすべきだと思う。担当理事が替わったため、その辺りについてどのように対応するのか聞く。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

最高裁決定等を踏まえて中間指針が見直され、今般、第五次追補が決定されたが、

会津の住民については、これまでの裁判で賠償が認められていないとの結果もあり、対象外となった。ただ、間違いなく言えることは、会津の住民が受けた精神的損害は個々ばらばらであり、決して会津の住民が全く賠償を受けられないものではない。そのようなこともあり、あえて県からアナウンスすべきかが悩ましいが、この件については持ち帰って考えてみたい。

#### 宮下雅志委員

やはり説明すべきだと思う。例えば、郡山市湖南町と会津若松市湊町は隣接しており、距離的にも線量的にも同じような状況だったが、県中と会津という境があることによって、賠償の対象とするかしないかの判断がなされた。その辺りは住民からすれば理解できない部分がある。また、精神的損害については個別に判断するといっても、賠償の対象地域の住民は挙証責任を負わないが、会津の住民は挙証責任を負わなくてはならず、手続上は全く異なる対応になってしまうこともあると思う。その辺りも含め、何らかの形で説明すべきと思うため、ぜひ検討願う。

#### 円谷健市委員

部長説明にもあったとおり、福島復興再生特別措置法の改正により、特定帰還居住区域が創設された。もともと地元自治体は避難指示の全面解除を求めているが、特定帰還居住区域は、市町村が住民の帰還意向を踏まえた上で計画を策定し、政府が認定するというものだと思う。市町村にとっては大変な作業になると思うが、県としてはどのように関わっていくのか。

#### 避難地域復興課長

委員指摘のとおり、帰還意向のある住民の生活再建を行う区域を市町村が設定することとなるが、県としては、帰還する住民が安心して生活できるよう生活圏を広範囲に捉えること、また、長期の避難指示が出ているため、二地域での生活など柔軟な帰還を認めることを国に対し要望している。現在国が基本方針を作成しており、それを受けて県が作成した復興再生計画を国が認定し、その計画に基づき市町村が計画を作成して県に協議するという段取りとなっているため、そういったことを通じて、帰還を希望する住民が安心して帰還できるような区域の設定を支援していきたい。

#### 円谷健市委員

知事も帰還に向けた第一歩と捉えているようだが、避難指示が解除されていない

区域においては、家屋の解体が進まず除染も進まない状況もある。そのような中、一部の地域が特定帰還居住区域に設定され、計画的に除染が進められるとなると、悪い見方をすれば、その区域以外は除染もしないのかと捉えられかねないが、その辺りについてはどのように考えているのか。

避難地域復興課長

今般の特定帰還居住区域の創設は、どうしてもふるさとに戻りたいとの住民の強い希望を踏まえ、避難指示の全面解除に向けた大切な一歩として実現したものである。一方、帰還意向のない住民の土地・家屋の取扱い等の課題は残っているため、早急に方針を示し、避難指示の全面解除に責任を持って取り組むよう、6月に実施した政府要望においても国に求めてきたところである。今後も引き続き、そういったことを確認しながら進めていきたい。

円谷健市委員

やはり全面解除が基本だと思う。特定帰還居住区域が帰還したい住民の思いの第一歩となれば本当によいことだと思うが、それ以外の区域についても、避難者の意見を聞きながら今後も国に対して物申していくよう要望する。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午後 1時26分 休憩)

(午後 1時27分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案6件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第195号について各委員の意見を聞く。

吉田英策委員

可決願う。

佐々木恵寿委員

継続願う。

伊藤達也委員

継続願う。

紺野長人委員

継続願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第195号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第196号について各委員の意見を聞く。

伊藤達也委員

可決願う。

紺野長人委員

継続願う。

佐々木恵寿委員

可決願う。

吉田英策委員

可決願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第196号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第154号について各委員の意見を聞く。

佐々木恵寿委員

否決願う。

紺野長人委員

可決願う。

吉田英策委員

否決願う。

伊藤達也委員

否決願う。

高宮光敏委員長

継続審査議案第154号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第165号について各委員の意見を聞く。

佐々木恵寿委員

否決願う。

紺野長人委員

可決願う。

吉田英策委員

可決願う。

伊藤達也委員

否決願う。

高宮光敏委員長

継続審査議案第165号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第185号について各委員の意見を聞く。

紺野長人委員

可決願う。

佐々木恵寿委員

否決願う。

吉田英策委員

可決願う。

伊藤達也委員

否決願う。

高宮光敏委員長

継続審査議案第185号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第186号について各委員の意見を聞く。

佐々木恵寿委員

否決願う。

吉田英策委員

可決願う。

伊藤達也委員

否決願う。

紺野長人委員

否決願う。

高宮光敏委員長

継続審査議案第186号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願2件のうち、意見書の提出を求める請願を除く1件については、別途審査を行う。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

継続請願146号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第186号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月4日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明6月30日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は生活環境部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時33分 散会)